

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	県営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、県営住宅管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和8年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	県営住宅における収入申告の受理、審査、応答又は収入の把握に関する事務
③システムの名称	県営住宅個人番号管理事務システム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅個人番号管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・提供は行わない [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課 総務管理係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-7539 FAX:0742-27-2681 ②奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良県営住宅管理事務所 総務入居課入居係 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60番地1 TEL: 0743-51-2615
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う予定	
9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う予定	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・提供は行わない [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条各号	[提供側] ・提供は行わない [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の31の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表27の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・提供は行わない [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の31の項	[提供側] ・提供は行わない [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	IV 8人手を介在させる作業	—	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	時点修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局 住まいまちづくり課	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課	事後	所属名変更に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住まいまちづくり課長	住宅課長	事後	所属名変更に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問い合わせ	奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局 住まいまちづくり課 総務管理係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-7539 FAX: 0742-27-2681	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課 総務管理係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-7539 FAX: 0742-27-2681	事後	所属名変更に伴う修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	時点修正
令和7年3月25日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	時点修正
令和8年3月30日	評価書名	県営住宅管理システム	県営住宅の管理に関する事務	事後	記載変更
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	県営住宅における住戸管理、入居者資格審査・入居決定、同居・入居承継、家賃算定・家賃決定、家賃減免、所得調査、県営住宅等にかかる使用料等(家賃、駐車場使用料、水道使用料、共益費)の調定収納、滞納措置関連事務等	県営住宅における収入申告の受理、審査、応答又は収入の把握に関する事務	事前	特定個人情報を取り扱う事務を変更したことによる修正
令和8年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	県営住宅管理システム	県営住宅特定個人情報等管理事務システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	事前	システム変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名	県営住宅管理システムファイル	県営住宅 特定個人情報等管理システムファイル	事前	システム変更に伴う修正
令和8年7月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問い合わせ	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 住宅課 総務管理係 〒630-8501 奈良市 登大路町30番地 TEL: 0742-27-7539 FAX: 0742-27-2681	①奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 住宅課 総務管理係 〒630-8501 奈良市 登大路町30番地 TEL: 0742-27-7539 FAX: 0742-27-2681 ②奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 奈良県営住宅管理事務所 総務入居課入居係 〒639-1041 大和郡山市 満願寺町60番地1 TEL: 0743-51-2615	事前	取扱い所属の追加に伴う修正